

藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会・〇〇支部会則

- 第 1 条 本会は、藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会・〇〇支部と称する。
- 第 2 条 本会は、本部を藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会におく。
本支部は〇〇におく（支部所在地を表記する必要がある）。
- 第 3 条 本会は、支部内にある医療機関等並びに公的機関に籍を置く会員相互の親睦と学識向上をはかり、母校の発展に寄与する事を目的とする。
- 第 4 条 本会は、次の会員で組織する。
- (1) 正会員
- イ 本学医療科学部卒業生
- ロ 本学大学院保健学研究科修了者
- (2) 特別会員 学校法人藤田学園卒業生（医学部を除く）
- 第 5 条 支部発足許可時、正会員 1 人につき 3,000 円が、藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会から支部に支給される。但し、上限を 100,000 円とする。
- 第 6 条 本会は、次の役員をおく。
- | | | |
|------|-----|--------------------|
| 支部長 | 1 名 | 本会を代表する。 |
| 会計 | 1 名 | 金銭出納に関する一切の事を処理する。 |
| 会計監査 | 2 名 | 経理を監査する。 |
| 幹事 | 若干名 | 種々の会合、会務に参加する。 |
- 第 7 条 役員は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第 8 条 役員は、支部総会において正会員より選出する。
- 第 9 条 総会は、定期総会とし、毎年 1 回開催する。
- 第 10 条 総会においては、次の事項を決議する。
- (1) 会則の変更、改正に関する件
- (2) 事業に関する件
- (3) 決算および予算に関する件
- (4) 役員選挙に関する件
- (5) その他重要事項
- 第 11 条 本会の経常費は本部よりの支給費および会員の拠出金で支弁する。
- 第 12 条 会計年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。
- 第 13 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に提出し、承認を得なければならない。

附則

1. 本会則は平成〇〇年〇月〇日をもって施行する。